備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

三　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四　施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

六　施行規則第六条第一項第三号チに規定する出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第二号及び第二号の中欄に掲げる調達価格に二円を加えた額とする。

6　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、再生可能エネルギー発電設備（施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる設備を除く。）に係る法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定（同条第四項に規定する変更の認定（認定発電設備の出力の変更であって、当該変更が十キロワット以上かつ当該認定発電設備の出力の二十パーセント以上のもの（当該電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。以下「大幅な出力変更」という。）又は施行規則第二条第十六号若しくは第十七号に掲げる設備の出力の変更（大幅な出力変更を除く。）であって、施行規則第十条第一項第四号に掲げる変更を伴うものに限る。）を受けた場合にあっては、当該変更の認定。）のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
七	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
八	水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
九	特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
十一	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの	二十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間
十二	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十三	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十四	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十五	木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十六	建設資材廃棄物を電気に変換する設備（第十二号に掲げる設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）	十三円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十七	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第十二号から第十六号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

一　下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

二　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

三　木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

四　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。